

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に係る答申（案）
11月21日開催の基本計画部会資料（抜粋）

3 統計の利活用促進・環境改善

（1）調査票情報等の提供及び活用の推進

調査票情報等の提供及び活用¹は、調査実施者やデータ保有者等が想定していなかったニーズへの対応を可能とするなど、既存データの有効活用を図る取組である。

関係府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①オーダーメイド集計の対象とする統計調査・年次の拡大や利用条件の緩和等に向けた検討、②匿名データを提供する調査・年次の拡大、年次追加に伴う手続きの簡素化、③オンサイト利用の実用化に向けた検討、④個票データレイアウト等を調査票情報の提供前に申出者が活用できる仕組み・方策の構築、⑤調査票情報等の適切な管理等に取り組んでいる。

一方、調査票情報等の提供及び活用については、基本方針及び最終取りまとめにおいて、①オーダーメイド集計における申出手続きの簡易化や対象統計の拡大を検討すること、②調査票情報の利活用のためのオンサイト施設において、行政記録情報の活用も可能とすることに加え、当該施設における利用を法的に位置付けることを検討し、その整備を推進すること、③一般の人も利用できる匿名データの提供を、法制面、技術面から検討し、提供を開始することなどが求められており、更なる取組を推進する必要がある。

また、国民・企業の情報管理意識が高まっている中、調査客体の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用の要望に柔軟に対応していくに当たっては、よりセキュアな環境において、調査票情報等の有効活用に取り組む必要がある。

このことから、総務省は、セキュリティレベルの高いオンサイト利用の拡充を図るため、利用拠点数及び利用可能な統計調査の拡充並びに行政記録情報の統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備に取り組むとともに、調査票情報等の提供及び活用に関するワンストップサービス（一元的な申出受付・提供等）を担うための中央データ管理施設等の体制・運用等の具体化を図る。さらに、総務省を始め各府省は、オンサイト利用を中心に、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方に

¹ 統計法第3章に規定する①調査票情報の二次利用（第32条）、②調査票情報の提供（第33条）、③オーダーメイド集計（第34条）及び④匿名データの作成及び提供（第35条及び第36条）の総称。

ついて検討を行う。

また、関係府省は、オーダーメイド集計及び匿名データの提供について、利用者のニーズを考慮し、提供対象とする統計調査・年次の追加等に引き続き取り組むとともに、利用条件の更なる緩和や、利用促進策等を検討する。さらに、オーダーメイド集計については、より利便性の高いオンデマンド集計の実用化に向けた研究を行うとともに、利用要件や費用等に関し具体例を示すなど利用者に向け更なる情報提供の充実に取り組む。また、匿名データについては、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえた早期の提供に向け取り組む。

なお、各府省は、調査票情報等について、引き続き適正な管理を行うとともに、調査票情報を利用した研究成果等については一覧機能や検索機能などにも留意した上で、広く閲覧可能な環境を整備する。

3 統計の 利活用促 進・環境改 善 (1) 調査票 情報等の 提供及び 活用の推 進	○ 統計法令の改正状況を踏まえつ つ、オーダーメイド集計及び匿名デ ータの提供に関する利用条件の緩和 を進めるため、ガイドラインの改正 など必要な環境整備を行う。	総務省	平成30年度 から実施す る。
	○ 匿名データについて、統計研究研 修所の支援を受け、より広い範囲の 者が利用できるようにする形での提 供に向け、必要な法制面、技術面か らの検討を踏まえ、早期の提供を検 討する。	総務省	平成31年度 末までに実 施する。